

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について : 宋代社会の一事例として

中村, 治兵衛

<https://doi.org/10.15017/2235202>

出版情報 : 史淵. 109, pp.1-24, 1972-11-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について

— 宋代社会の一事例として —

中 村 治 兵 衛

は し が き

本稿は宋代に行なわれた社会の一事例として江南東路広徳軍（現安徽省広徳県）の祠山廟の牛祭を取上げ、中国古来の伝統である牛を牲として神を祭る宗教的行事が、ここでは雨乞と結びついて北宋南宋を通じて行われたばかりか、ひいては清代乾隆の世（十八世紀半）までうけつがれていたことを追求したものである。なおこの祠山廟はさきに日野開三郎教授が宋代における利貸資本発達の一例として「長生牛の研究」東洋学報三二の三において取上げたところだが、本稿はそうした経済的的行為を行った祠山廟の宗教的社会的側面を明らかにしたものである。

—

唐代には那波利貞博士などの諸研究で明らかにされているように、社邑という語で各種の宗教活動を行う団体を示すこともあったが、宋代には社邑の語はすたれ、専ら社あるいは会、もしくは社会という語で宗教活動を含めて各種の活動を行う団体・結社をさすに至った。これについて南宋末（十三世紀後半）呉自牧の夢梁録卷十九社会の条には「文士有西湖詩社。此乃行都搢紳之士及四方流寓儒人 寄興適情賦詠 膾炙人口 流传四方非其他社集之比。武士有射弓踏弩社 皆能

攀弓射弩 武芸精熟。射放嫺習 方可入此社耳。……奉道者有靈。宝会。每月富室当供持誦正一経卷。如正月初九日玉皇上帝誕日 杭城行香 諸富室就承天觀閣上建会。……諸寨建立聖殿者 俱有社会。諸行亦有獻供之社。……毎週神聖誕日 諸行市戸 俱有社会 一 迎獻不レ一」とある。社といひ会という団体活動を行う結社があり、この社と会との二つを并せたものが社会なのである。しかも宗教的活動を行う団体をば経社・香会といふように社とも会ともいい、社と会とは殆ど同じ意味に用いられたため、この二つを結合し、同様の意味に用いるに至った。また宋末元初、周密の武林旧事卷三 社会の条に「三月二十八日 東嶽生辰社会之盛 大率類レ此 不レ暇贅陳」とある社会は「祠賽社会」とか「祀賽社会の類」とよんでいるのあたり、ここでは東嶽生辰日の祭りをさす。また宋会要輯稿(以下宋会要和略称) 刑法二禁約 政和八年正月十二日の条に「詔 訪聞 拱州(京東西路) 每年社会 賽城隍・土地 聚集百姓軍人 張黃羅繖 及唱喝排立起居行列 兼本州南寺幹辦」とあるように、城隍神・土地神を賽る行事を社会とよんでいる。さらに寺の祭礼もまた社会とよばれたことは、統資治通鑑長編卷七三(以下長編と略称) また宋会要 刑法二禁約 大中祥符三年(一〇一〇)四月戊寅(二十九日)の条に「詔 訪聞 閩右民 每歲夏首於鳳翔府岐山県(秦鳳路) 法門寺為社会。遊惰之輩 晝夜行樂 至有姦詐傷殺人者 宜令有司量定聚会日數 禁其夜集 官吏(司) 嚴加警察」とある通りである。社会は都市だけでなく地方農村で行われたことは、北宋末淮南東路揚州広陵にすんだ李元弼の作邑自箴卷六勸諭民庶勝のなかに「民間多作社会。俗謂之保田蚕 人口求福 履災而已 或更率斂錢物 造作器用之類 獻送寺廟 動是月十日 有妨經營 其間貧下人戸 多是典剝取債 方可応副」とあることでもわかる。これらでいう社会とは、日本ではお祭り、のち清代の廟会・神会にあたるものをさし、社会の語は宋代において社もしくは会といった団体・結社をさすばかりでなく、その行う活動をも含むこと(社の会)があつたといえよう。

祭りの在り方について、上掲の政和八年の記事から、黄色の絹傘をさし歌をうたいながら行列をくんだことがわかるが、四川の成都方面の社会の一例をあげよう。長編卷一九二嘉祐五年(一〇六〇)十二月壬申の条に

初趙抃為_二成都_一 軫運使_一 嘗言 所_レ部諸州 每年有_二遊惰不逞之民_一 以_三祭_一賽鬼神_一為_レ名 斂_二求錢物_一 一坊巷至_レ聚_三三二百人_一 作_二將軍_一 曹吏 牙直之号_一 執_二槍刀旗旛隊仗_一 及以_二女人_一為_二男子衣_一 或男子衣_二婦人衣_一 導以_二音樂百戲_一 三四夜往來不_レ絕。雖_二已揭_レ榜禁約_一 然遠方風俗相沿 恐難_二驟止_一。請_二具為_二条制_一。詔 所_レ犯首領 以_二違制論_一 仍徙_二出州界_一。本路監司半歲一举行。

とある。これは祭りの状況をあらわしたものであり、祭りをを行うために錢物の寄附を求め、町ごとに二三百人がくり出し、將軍 曹吏 牙直といった称号をつけ、槍 刀 旗や旛 杖をもって行列をくみ、仮装した男女を含め、音楽にあわせてねり歩き、これが三、四晩も続いたという。そして南宋になると、たとえば 宋会要 刑法_二禁約_一 淳熙八年(一一八二)正月二一日の条に「臣僚言 愚民喫茶事魔 夜聚曉散。……輒以_二社会_一為_レ名 百十數群 張_レ旗鳴_レ鑼 或執_二器刃_一橫_二行郊野間_一」とか、嘉定七年(一一二四)九月二六日の条に「臣僚言 今之風俗 自_二京畿_一以至_二江浙_一……今愚民之媚_二於神_一者 每以_二社会_一為_レ名 集_二無賴千百_一 操_レ才被_レ甲 鳴_レ鉦擊_レ鼓巡_二行於鄉井之間_一」とあるように、社会は大いに流行した。

さて宋代の社・会もしくは社会については、上例でもわかるように専らこうした社とか会の集会乃至活動を禁止する法規のうち片鱗がうかがえるのみで、具体的内容をこまかに報告しているものは乏しい。その中でかなり詳細に社会一祭りの内容を伝えているものの一として南宋末黄震の「慈溪黄氏日抄」巻七四申明下 第六任添差通判広徳軍にのせている江南東路広徳軍祠山廟の社会_二牛祭_一がある。

二

宋代江南東路広徳軍_① 広徳県の西五里 横山に祠山廟があった。北宋初太宗の太平興國中(一九八三)にできた太平寰宇記卷一〇三宣州 広徳軍広徳県の条に「祠山は県の西五里にあり、もと横山なり。広徳王張公祠有り、天室中(七四二)

一五五) 封じて祠山と為」とある。ついで真宗景德二年(一〇〇五)六月壬午(長編卷六〇)には「監察御史臨川の崔憲言う、「前に知したる広徳軍に祠山廟有り、素より靈応と号す。遠近の民多く耕牛を以て獻と為す。僞命より己來、郷民の租賃するを聴し、每一牛歳ごとに絹一疋を輸して本廟の費に供せしむ。近く絹は悉く官に入れしむれば四百匹を給して祠宇を完葺せんことを望む」と。上曰く「如し載ごとに祠典して民に益有れば、則ち當に官崇飾をなすべく、何んぞ絹を必めんや」と。因りて本軍に令してこれを葺かしむ」とあるように、祠山廟の信仰はさかんであった。日野教授は前掲の「長生牛の研究」において、本史料によって郷民に牛を貸し、その使用料として年に一牛につき絹一疋をとるといふ長生牛が同廟で行われたことを明らかにした。

ついで仁宗の康定元年(一〇四〇)三月には「広徳軍祠山の広徳王廟は祈求すれば応ずる有るも、未だ真封を被らざれば宜しく靈濟王に封ずべし」との詔を得、政府に登録された結果、宋会要 礼二十に「広徳山神祠 広徳山神張渤祠は広徳軍広徳山に在り」と記されるに至った。神宗朝をへて哲宗の紹聖年間(一〇九四—一九七)孫諤が広徳軍知軍事となり、祠山廟の祭りにおいて後述する如く牛を牲(いけにえ)にすることの弊害を論じた。つぎに徽宗の崇寧三年(一一〇四)には広恵という廟額を賜ったほか、その子を敷沢侯その配李氏を靈恵妃とし、南宋の高宗の紹興二年(一一三二)には昭烈の二字を加えるというように、信仰は依然として継続した。そして寧宗の嘉泰元年頃(一二〇一)には祠山に禱雨した臣僚があり、開禧三年(一二〇七)には水心先生葉適が祠山廟に禱雨して祈雨の詩をのこしている。理宗の宝慶三年(一二二七)刊の輿地紀勝 卷二四広徳軍の条では景物上の祠山 仙釈神異の祠山神の二項をもうけ、その神の縁起を解説している。

なお広徳軍の祠山廟の分祠が南宋の都杭州錢塘門外霍山に設けられ、広恵廟と通称されていたことは咸淳四年修(一二六八)咸淳臨安志卷七三祀祀にみえる。その祭りの大体は夢梁錄卷一に二月「八日祠山聖誕」の項にまとめられ、冒頭には「初八日 錢塘門外霍山路 有神曰祠山正祐聖烈昭徳昌福崇仁真君 慶十一日誕聖之辰 祖廟在広徳軍 敕賜廟額広恵

自梁至宋 血食已一千三百余年矣」とある。

三

このように宋代（少くとも十一—十三世紀）を通じて「水旱祈求の地」として信仰されてきた祠山廟の祭りの状況をかなり詳細に報告したのが、南宋も末、滅亡十年前 度宗の咸淳五年（一二六九）広徳軍通判黄震の「申請司乞祭社会状」と「榜以申尚書省乞禁本軍再行牛祭事」の二つの申明であり、次にこれらを中心として考察する。

祠山の張王廟（祠山廟と略称）について、黄震は「申請司乞祭社会状」の冒頭で「本軍には祠山の春会あり、四方より畢く集まる。市井はこれに頼りてやや康しと雖も、風俗は実これに由りて積壞す」とのべ、春会＝春祭りが其地方の經濟上多少の利益になることは認めながら、風俗警察の上からはよくないとし、張王廟（祠山廟）の社会（祭り）の弊害五カ条をあげ、これを改革するようにと上申し、沿江制置江東安撫使馬光祖¹⁵の裁許を得た。次に黄震の言う弊害五カ条―一埋藏 二傷神 三罪案 四差会首 五差機察―を中心とし、牛祭の実態をできるだけ明らかにするのに努めよう。

(1)「其の一を埋藏と謂い、祭るに太牢をもってす。それ太牢とは天子の帝を饗するに用いる所にして、豈に臣子の神を祀るに宜しき所ならんや。惟だ此の祠山の会は敢て不法を為し、遂に民俗をして亦た多くの牛を殺し、坊に坐して肉を売らしめ、略ぼ忌みを知らざるは、良にこれを習うて慣れるに由るのみ」とのべているように、祭りに際して埋藏といい、牛を牲とすること（太牢）が行われ、しかも南宋末にはその肉を販売したことが知られる。このように祠山廟で牛を牲とすることは、これより二百二十年も前、北宋の仁宗の皇祐年間前（十一世紀半）すでに行われていた。（これは長生牛が行われていた真宗朝より三十年位の後にあたる）。そのことは宋史卷三〇二范師道伝に「知広徳県 有張王廟 民歲祠神殺牛数千 師道禁絶之」とあることから察せられ、更に五十年のち哲宗の紹聖年間（十一世紀末）にも行われていた。時の知広徳軍事孫諤は禁埋藏¹⁶文において「(1)諤見郷村百姓 因仍故事 買牛作樂 迎至廟庭 号为埋藏」

禱_レ神祈_レ雨 不_レト_ニ於_レ神_一 便行止約。(2) 謬雖_レ無_レ狀 豈有_ニ事_一 神如_レ此其敬而独愛_ニ一牛_一乎。此雖_ニ神靈_一亦當_レ祭 謬之_レ不_レ如_レ是也。(3) 然牛不_ニ宰_一殺_一 民不_ニ埋_一藏_一 而大雨隨_レ 此雖_ニ愚民_一 亦明知_ニ神之不_レ好_レ殺_一也 (4) 始聞_レ伝言 初牽_レ牛而至_ニ堂_一 先ト_ニ於_レ神_一 至_ニ三三_一三十数_一 皆不_レ吉 然後知_ニ神之不_レ欲_レ殺_一 (5) 若因_レ茲以革_ニ陋俗_一易_ニ弊事_一 亦足以昭_レ吾神之靈 在_ニ於救_レ物 而不_レ在_ニ於殺_レ物也 謹告_一とのべている。しかし旧来の陋習は廃止できず そののち復活したため南宋高宗の紹興年間知広徳軍洪興祖がまた改革を企て、神をまつるのに牛ではなく素饌にした。¹⁷⁾ 洪興祖は「以仲夏之月、陳太宰干廟庭、殺而瘞之、号為埋藏」とのべている。それから百余年たつて黄震がまたもや問題にしたわけである。

ここでいう埋藏とは(1)廟庭に牛を牲としてまつる行事をさしているが、これが埋藏会ともいわれたことは宋末元初の周密(一二三二—一三〇八)の癸辛雜識 別集上 埋藏会(学津討原本)でわかる。それには「桐州祠山 新安雲嵐 皆有_ニ埋藏_一会。或以_レ為_レ異。康植守_ニ広徳_一 不_ニ以為_レ信。至_レ用_ニ郡印_一 其封翌日發視無_レ有焉、或以見_レ異 恐未_ニ必然_一。余按_ニ周礼_一 以_ニ豕沉_一 祭_ニ山林川沢_一。注祭_ニ山林_一曰_レ豕 川沢曰_レ沉 然則尚_レ矣」とある。桐州は輿地紀勝卷二四によると広徳軍をさすから、祠山廟のほか 新安(徽州_ニ歙州_一)の雲嵐₁₈₎雲郎山の汪王廟にも埋藏会(牛を牲として祭る行事)があったことが知られる。以上みてきたところから 祠山廟において牛を牲として祭ることは幾度か中止したが、結局廃止できず 宋一代を通じて行われたと推定できる。

この春会₁₉₎春祭りでは牛を牲とすることは、淮南子の時則訓にみえる立春の日に牛(牡)を犠牲としてまつる古来の伝統的な風習のなごりを思わせるが、しかし山田で酒れ易い地方という条件の下で、広徳軍祠山廟では雨乞のために牛を牲として神にささげることがより強かつたようである。この点の参考になるのは、黄震の「再び牛祭りを行う事を禁せんことを乞うた」第二の申明である。それによると、南宋の淳祐十二年(一二五二)祠山廟の近くの方山に別の一廟がはじまつた。祠山廟の祭りでは毎年一牛を牲として祭っていたのに、方山の祭りでは、広徳県下七百二十余保₂₀₎保ごとに一牛を用いるので年に七百二十余牛となる。さらに毎保の社廟ではまた各々牛を用いるし、その他臨時に福田を乞うために牛を用

いることもあるため、全体を統計すると年に二千余牛を殺すこととなる。このため耕牛は減少し、家産は数度の祭りで消耗し、風俗が大いに壊れるのはまことに歎かわしい。考えてみると、広徳軍の殺牛は他郡の殺雞（註）のようなものだが、全く忌み憚ることがない。このように牛を牲として祭っても、必ず福が来るとは限らないことをば、近年の水旱という災害の事例―丁未（淳祐七年・一二四七）辛酉（景定二年・一二六一）咸淳二年（一二六六）咸淳四年（一二六八）をば他地方とも対比して検討し、「天の時には自ら定数があり、地勢もまた同じくないから、この弊害を廃絶しなくてはならない」という。しかし地元雨乞（祈雨）と結びついた牛祭の信仰は根強く、黄震が禁止の方針をとってもこれを守りきれなかった。たとえば咸淳五年夏は旱であって牛を殺すことをたびたび要求してきたので、七月二十日（吉凶を占う）玃を抛って牛を殺したが、雨はふらなかつた。さらに八月に入って二日六日にも牛を殺す（牲にすること）のを要求してき、八日にはそれを許さなければならなかつた。しかし雨はその時降らず、暫らくしてのち降り、牛を牲として祭った効果はなかつたといつて黄震は牛祭を非難した。

ここで宋代牛を牲として祭ることが行われたかどうかを検討してみよう。まず雨乞のために牛を殺すという例は僅かに一例しかみつけない。これは当然のことであろう。というのは後述するように宋代法令をもって耕牛を殺すことは禁じられていたのだから。宋初の太平寰宇記卷一六六嶺南道（のち広南西路）貴州鬱林県（現広西省貴県）の条に「泥牛 郡に銅池有り、周り十数丈 下に石牛有り。時として泥間にせず。早の歳には牛を殺して雨を祈る。血と泥とをもつて石牛の背上に置き、祈り畢われれば便ち雨ふる。泥尽きれば則ち晴る。以つて常と為す」とあり、牛を殺して雨乞する風習が（今日の安徽省）広徳軍とは遠く距つた広西省の地にも存したことがわかる。ところで雨乞という特定の事に限らずに、牛を牲として神にささげて祭ることはかなり広く行われてきていた。

太平広記には南北朝時代における例として 卷二九四神四 武曾の条に 南朝劉宋のとき侯官県（福建）の閭下神に牛を殺して祀つたことがみえ（幽明録）、また卷三一八鬼三 陳慶孫の条にも潁川（河南）で天神廟の神が烏牛をもとめた

話がみえる（幽明録）。また唐代の例としては、卷二八八妖妄一嶺南淫祀の条に「嶺南風俗 家有二人病一 先殺雞鵝等以祀之 將為修福 若不差即刺殺猪狗以祈之、不差即次殺太牢以禱之、更不差即是命也。不復更祈一 死則打鼓鳴鐘於堂北至葬訖一 初死但走 大叫而哭」出朝野僉載とある。ここでは神にささげる牲にまず雞鵝 それから猪狗 最後に牛（太牢）というように三段階があることを示している。しかも牛を牲とすることはひとり嶺南の地にとどまらなかつたことは、全唐詩の唐末の詩にみえる。晩唐の詩人薛逢の驚秋の詩中に「每多莊史喻犧牛」とあり、唐末五代 羅隱の村橋の詩に「須知莊史與犧牛」また劉兼の送二郎君歸長安の詩に「莫教莊史與犧牛」とあり、唐末混乱の世 村莊で犧牛が行われたことが知られる。

次に宋代の例を示すと、北宋の中頃張方平（一〇〇七—一九一）癸全集卷四十宋南海大土趙君塔銘に「汀州をすぎて上杭県（現福建省）に抵る。山寺に神祠有り、民日に牲牢を薦む。君これを戒責す。今に至るまで惟だ蔬饌を饗す」とある。この牲牢がどのような畜類をさすかは明かでない。しかし太平寰宇記卷一〇二江南東道 汀州長汀県（現福建省）の条に「雜羅故城 牛肅紀聞云 開元末 神曰吾雜羅山神也、今從府主求一牛為食能見祭乎 祭吾祐汝。（県令孫）奉先對曰 神既有請 誠不致違。然格令有文 殺牛事大 請下以羊豕代牛可乎。神怒曰 惜一牛一不以祭我 不祐汝其能宰乎 因滅」と唐代の伝承をのせている。上杭県もこの長汀県とともに福建省汀州に属するから、さきの牲牢は牛とみてよからう。まして南北朝時代にもさきの侯官県のように牛を神にささげて祀ることがあったのであるから。なお南宋 福建莆田の人 劉克莊の後村先生大全集卷四三觀社行の詩に「徒殺牛欲賽」の句がみえる。

ついで哲宗朝秦觀が元祐党籍に坐して広南西路雷州（現広東省）に流されたとき作った詩 海康書事十首のうち六に「海康臘已酉 不論冬孟仲 殺牛擗祭鼓 城郭為沸動 雖非堯曆頒 自我先人用 大笑荆楚人 嘉平狐雲夢」とあり、祭りのとき牛を殺している。蘇軾も東坡後集卷九書柳子厚牛賦後一首で「嶺外俗 皆恬殺牛而海南為甚 病不飲藥 但殺牛以禱 富者至殺二十數牛」といっている。

四川方面について南宋 周必大の廬陵周益国文忠公文集卷三四(省齋文藁) 恭州太守任君統墓誌銘 乾道四年(一一六八) 知恭州の条に「璧山に淫祠有り、民病めば輒ち牛を解りて以て祭る。君令を下して禁止せしむ」とある。夔州路恭州は今日四川省重慶府渝州をさす。右の事は宋初編纂された太平広記卷三一五淫祠 璧山神の条に「合州 有^二璧山神^一 郷人祭必以^三太牢^一 不^レ爾致^レ禍 州里懼^レ之 每歲烹宰不知紀極……」北夢瑣言とあるものの継続であろう。²⁸ なお夔州路夔州通判をした南宋の詩人陸遊も 劔南詩藁卷二禹祠の詩中で「巴俗喜^レ禱祠 解^レ牛舞^三羣巫^一」とうたっている。

こうして牛を牲として神にささげて祭ることは、上例の広東 広西 福建 四川ばかりでなく 他の江浙方面でも行われたことは 宋会要 刑法二禁約 紹興十六年二月三日の条にみえる。即ち「臣僚言う 近来淫祠やや江湖(江浙)の間に行われ、此の風尤も熾なり。一たび疾病有らば 唯だ妖巫の言をば是れ聴き、親族 鄰里は勞を相問わずして 且つく此れ神の喜ばざる所なりと。治を医薬に求めずして而かも牲畜を屠宰し、以て邪魅を禳り、家貨を罄竭するに至り、略ぞ效驗無きも 而かも終に悔いず」とあるところから察せられる。

また宋代の怪異鬼神の説話を集めた南宋末の夷堅志にも三例がみえる。三志己志五泰寧牛夢の条に(福建路邵武軍泰寧県)「歲例用^レ牛賽^レ神 適有^二黄牛^一 病瘴已合^レ錢買得 願^レ賜^二判許^一」とあり、支志丁志五淮南牛商の条に「慶元元年夏(江南東路饒州) 浮梁北郷桃樹村 衆戸買^レ牛賽^レ神 得^二頭於准西商人^一極肥腩 享獻既畢 分^レ昨而食^レ之」また志補十五奉化三堂神の条に(兩浙路明州)「下邳村富民錢丙 奉^レ之尤謹 每三歲^一必殺^二牛羊豕三牲^一 盛具^三祭享^一。享畢大集親鄰^一 飲福受^レ昨 若^レ類^三姻礼^一」とある。とくに注目されるのはあとの二例が神にそなえた牛の昨(ひもろぎ)を分配して食っていることである。これは供饗饗宴を示し、W・R・スミスが『セム族の宗教』第八講動物供饗の本来の意義において「神とその礼拝者とが共食者であるということ」供饗食は宗教生活の古代的理想の適切な表現であった」とのべていることに当らう。²⁹ 以上牛を牲として祭る風習は禁令にも拘わらず、宋代各地に行われ、広徳軍祠山廟の牛祭もその一例であるが、ここではとくに雨乞と結びついていたのが特色といえよう。

ところで牛を牲として祭ることは本来天子が行う太牢という儀式を民間でまね、埋蔵と称して行っているのは不遜である。と黄震はのべているが、その理由のほか農耕上大切な牛を屠殺し、農業労働力を消耗するため、施政者から強く反対されてきていた。その対策として耕牛屠殺の禁令と立春土牛とが宋代にも行われた。即ち宋会要刑法^二禁約や食貨^一農田雜録の条には宋初以来耕牛屠殺の禁令がみえ、南宋慶元四年修(一一九八)慶元条法事類卷七九畜産門 殺畜産の厩庫勅にも「諸誘惑令^下人殺^三馬・牛^二祭^一鬼^一者 依^三故殺法^二。諸知^三欲^レ殺^レ牛之情^二而売者 若作^レ牙為^レ買 致^三已殺^一者 各杖^三壹百^二」と規定している。一方立春の祭りに生きた牛を牲として神にささげる風習をやめさせるため 土の牛をもって代えることが行われてきた。この沿革を中山八郎教授は「土牛考」という論文で明かにされ、宋代には土牛経が作られ、立春土牛(土牛を打ち砕き、その土を拾い取るという風習)の形式と意味の定型化が試みられたが、「立春土牛の式典は勸農授時よりも朝廷及び地方官衙を中心とする交遊親睦の機会と化し、豪華なプレゼントの交換が行われた」という。²⁸⁾ 成る程生きた牛を土の牛に代えた意義は、ここでとりあげた祠山廟の春祭(牛祭)の存在を知ると余計大きくなるが、しかしなおこのような伝統にうちかつことが困難であったこともわかる。

黄震は神に牲としてささげたあと「坊に坐して牛の肉を売らしむ」とのべているが、牛の肉は宋初より食用に供せられていた。即ち十一世紀初 大中祥符七年³⁹⁾「浙の民は牛の肉をもって上味とし、不逞の輩は屠殺を競う」といわれており、それから百年たった北宋末大観四年頃(十二世紀初)には「一牛の価値は五・七千にすぎず、一牛の肉は三・二百斤を下らず、肉百斤の価値は百錢をもとむ⁴⁰⁾」といわれ、利を屠る民は病牛と偽って牛を屠殺したという。このような牛肉の需要と販売による利益が、「祠山廟の牛祭に随伴したことを知っておかなくてはならない。牛祭の存続にはこれも無視できない要因の一つであろう。なお牛皮は武具として宋一代需要があった。⁴¹⁾」

さてここでのこされた問題は、祠山廟の租牛 日野教授が長生牛とされたもの(十一世紀初め二〇〇頭いたという)はどうなったか、租牛と牛祭の関係如何である。しかし残念なことに、広徳軍祠山廟の租牛についての史料は、真宗朝景德

二年と天禧二年の二つ以外にみつからない。だからその後どうなったのかはわからないというのが正直な答えである。ただし景德二年の条に「広徳軍有祠山廟 素号靈応 遠近之民 多以耕牛為獻」とある紀事は、上述してきたところから、水旱祈求の神として靈応とされたのであり、雨乞 降雨を感謝しての獻牛と理解して誤りなからう。さらにこうして集った夥しい牛を廟で飼うのは大変なので、農民に租賃させることが始つたとみてよからう。その際一部は春会 雨乞のため神にささげる牲の牛として確保されていたのであろう。宋一代を通じて広徳軍祠山廟の牛祭りが、屢々の禁令によって中止され乍らも行われ、南宋末にまで及んだのには、牛祭の伝統を維持させた神への信仰（雨を降らせてもらうためには神に牲として牛をささげなければならないという信仰）を第一としてあげなくてはならないが、同時にこの信仰を存続させた物的条件として、廟が牛をもっていたこと（租牛の存在）農民よりの獻牛があつたことを推測せざるを得ない。逆に祠山廟には若干の租牛が存し、また獻牛もあつたため、施政者は牛祭を廃止してこれを土の牛に変えることが到頭できなかつたと言えよう。

四

(2)祠山廟の祭りに際して傷神と称して 兵器を用いることを弊害の二としてゐる。黄震は「其の二を傷神と謂い、迎へるに兵器をもつてす。兵器は國家の禦敵に用いる所にして、豈に民庶の神を養るに宜しき所ならんや。惟だ此の祠山の会は敢て不法をなし、遂に民俗も亦た多く刀を帯び很闘して人を殺し、ほぼ忌みを知らず。良にこれを習うて慣れるに由るのみ。昨ごろ曾公棠守となり、常に朝旨に準りて傷神を毀撤す」とのべてゐる。

宋代の社や社会（祭り）において槍 刀 旗 旛や器刃 兵杖旗幟を用い、あるいは戈を操り甲を被ることは 上掲した北宋南宋の数例にもみられるところである。⁴⁴これは京師 江浙や四川のみならず 北宋時代河東路の懷州沢州の朝嶽社においても「檠木素棹刀および木槍を執り、旗子沙羅を排べて隊を作る」といわれ、浙西路の秀州において「所在の州県

には神祠有り 毎歳秋豊稔を成さば、多く器械の属を用いて前後導引³⁶、江南西路南安軍でも「祈禱には只だ香花鼓樂を用いて神を迎えるを許し、輒ち兵器を持するを得ず³⁷」とされた。南宋の初め荆湖北路常德府鼎州武陵県において「楚の俗は鬼をたうとぶ。その徭祀に潘仙翁というものあり、歳時集会し 金鼓をうち戈矛を執り 迎えてこれを祭るため」、劉龜年は「尉杜師顔に命じ 屋を撤し像を毀わし、その兵刃を収め これを倡する者の衆くを罪した³⁸」。さらに慶元年間に武器を携えて加わることが広く行われていた。

しかしこれらのことは、慶元条法事類卷八十雜犯の雜勅のなかに

諸因祠賽社会 執引兵伏利刃同以錫銀紙裹貼竹木為刃者非 旗幟或倣乘輿器服者 造意及首領人徒二年 余各杖一百。満百人者造意及首

領人 仍不刺面配本城 並許人告官司不切禁止 杖捌拾。

諸結集社衆 閱習武芸者桿棒鍊鎗之属亦是教願及為盲人 徒二年 余各杖一伯。

諸非僧道而結集經社及聚衆行道者 各杖一百。

とあり、本来禁止されていたが、実際には守られなかった。⁴⁰ このように武器をもって祭りが行われるため、「一たび忿争有らば互いに殺傷を起し、往々大獄を起す⁴¹」といわれた。現に南宋末広徳で祠山廟とならんで行われる方山廟の祭りの際、県の東二十里の王梁坊において、安吉、宜興両県(両浙路湖州安吉、常州宜興) からくり出した者による殺傷事件が起っている。また黄震の黄氏日抄卷七九 禁划船迎会榜 燒划船公示によって 江南西路撫州吉州 においても 祭りの划船(小舟)による毆闘によって刃傷事件がおこり、獄死する者まででたため、划船千三百余隻を燒毀し邪廟を拆毀し瘟神等を禁絶したことが知られる。しかもこうした殺傷事件がおこっても、次に述べる傷神(殤神)とか起傷といった俗信(民間信仰)が行われていたため 一向にその非を改めようとしなかったことを注目しなくてはならない。

黄震のいう傷神はまた殤神ともいわれた。それは末 曾三異の因話録に「殤神、九歌国殤、非閔雲輩、不足以当⁴²

之、所謂生為_二人傑_一。死為_二鬼神_一也。江郷淫祠 有_二馬坡大王_一 為_レ盜者多祀_レ之 亦能出為_二靈響_一 俗呼為_二殤神_一。必是
小人死闘 忿怒之氣 不_レ泯而為_レ厲也……楚俗有_レ此 蒞_レ官者當_レ知_レ之」とあることからわかる。さらにこうした奇妙な
俗信（民間信仰）を明かにしているのは、黄震よりも約七十年前寧宗の嘉泰元年（一一〇一）九月十九日の条（宋会要刑
法二禁約）臣僚の言中にみえる。そこではこれを起_レ傷とよんでいる。それによると「臣近ごろ祠山に禱雨せり。これを訪
れるの道塗にて頗る言う、広徳の愚民の殺人の風が漸く吳興に入って寢寢として已まず、其の害はまさに言うに勝るべ
らざるもの有らんとす」とある。ここにいう広徳が広徳軍をさすことは明かである。愚民の殺人の風とは省略した前文に
みえるところで、その要旨は次の如くである。人を殺して死んでも神になり得ると無知な愚民は信じ、人を殺した者が出
ると、官に聞えるのを憚って親兄弟や郷党隣里が本人と仲間のものを自経させ、そのあとで廟をたてそれらの者を神とし
て祠る風習がおこった。そこで後になると、人を殺そうと欲する者は「三人五人が群をなし、酒をそそぎ牲を割いて起傷
と謂う」ことを行う。このように起傷（一殺人―自経）からおこった淫祠がやたらに増えた。南宋末福建における民間
私闘の害は後村先生大全集卷一三一答郷守楊編修にみえるし、黄氏日抄卷七九放結関久禁人公牒 曉諭新城県免驪殺榜に
よると、江南西路撫州臨川や建昌軍新城県では結関と名づけて衆を率いて相闘うことが盛んで殺し合いがおこっている。
考えてみると、宋代には荆湖路（現湖北・湖南二省）を中心とする溪洞蛮の間に殺人祭鬼という奇習が行われていたこ
とが、沢田瑞穂・河原正博両氏によって明かにされているが、またこのような起傷、傷神（殤神）といった俗信と風習が
江南東路広徳ばかりでなく、上述した因話録にみえるように楚の地方（荆湖路）の漢人間にも行われていた。こうしたこ
とが流行した南宋末期の社会はインフレによる経済不安とともに、社会的にも不安定であり、そのことが人々を神の信仰
―祭りに走らせ、さらにそれが歪められた形の傷神という俗信にまで追いつめていったと言えようか（これは頭佃と無関
係ではなからう）。

(3)黄震は祠山廟の祭りの弊害の「三を罪案と謂い、迎えるに囚帽枷索を以ってす。それ囚帽枷索とは獄戸の辟囚を械繫

する所以にして、豈に市井の士女を翫悦するに宜しき所ならんや。惟だ此れ祠山の會は敢て不法を為し、遂に民俗をして獄具を視て戲弄の物となさしむ。罪惡には厭勝の方有りと謂い、姦を作し科を犯し、略ぼ忌を知らざるは、良にこれを習うて慣れるに由るのみ。昨ごろ康公植の守となり、嘗って国法を明かにして嚴に禁止を行う。況んや祠山はもと水旱祈求の地と号し、封爵せられてより素より刑獄の職掌の相関する無し。迎引して盛に囚帽枷索を用いる者は、また誰がために設けしやを知らざるなり」とのべている。

このように祭りに囚人の帽子や獄具を使うのは、南宋末にはさほど珍らしいことではなかったようで、黄震の上申に対して提挙司は「始め一州に行われたが今は四方に遍ねく、その弊の由来は久しい」と副署している。黄震はその理由を明かにすることができず、「罪惡には厭勝の方有り」(囚帽枷索は罪惡に厭勝す)といい、まじないの一としてしている。しかし武林旧事卷三元夕の条(南宋の都杭州において)に『京尹幕次 例占市西坊繁鬧之地 蕪爛糝盆昭耀如昼。其前列荷校囚数人 大書犯由 云「某人為不合槍撲釵環 挨搶婦人」繼而行遣一二 謂之裝燈。其實皆三獄罪囚 姑借此以警姦民』とあるほか、「又分委府僚巡警風燭 及命都轄房使臣等 分任地方 以緝姦盜。三獄亦張燈建淨獄道場 多裝獄戸故事 及陳列獄具」とある。正月十四—十六日の元夕(元宵)の祭りにおいて、臨安では犯罪理由を大書した傍に囚人数人を並べさせ、獄具をも陳列した。しかもこれを懲戒(みせしめ)犯罪の予防、警告のためと理解している。従って祠山廟の祭りで罪案としい囚帽枷索を用いるのは、臨安の例に類似するものといえよう。ただここで若干気になるのは、二十世紀河南省の農村で「村中のものが、総出で行列をつくって廟に参詣し、釈迦や道教の本尊や鎮守の神々の前に跪き雨乞いをした。大勢の者が、囚人の服装をつけたり、宗教的さんげの衣服を着て四角の板を首のまわりにつけて地上を跪いて歩いたり、さんげの印として、首の腫に穴をあけ長い紐を通して垂らして歩いたりした」と報告されていることである(ジャック・ベルデン著『中国は世界をゆるがす』邦訳青木文庫上一—〇頁)。つまりここでは囚人の服と獄具は雨乞のため、まじないではなくて宗教的さんげのしるしとして用いられると解釈されている。それより七百年昔の宋代の祠山廟の祭りに

おける罪案—囚帽枷索は、この廟が雨乞の神様であるだけに、そうした解釈の可能性をおわせるが、暫らく後考をまつ。

(4) 祠山廟の祭りの弊害の「第四は会首を差する（筆者註、強制的に割当てる）こと」である。黄震は唐の狄梁公が江南の淫祠一千七百所を毀したことでわかるように、世には淫祠が多い。しかし（一般の祠廟で）社首を輪流（交替で当てる）しているのは、政府が行う差役（無償労働の提供）と同じであり、広く抽籤が行われている結果、民は一度これに充てると、大抵破産してしまふ。差役が廃止できないからといって、会首を差するのをやめないでよからうか。これは全く民の父母たる者の心を知らないものである」といったことをのべ、「況んや祠山には自ら租有りて廟祠に入れ、自ら能く供を設ければ、初めより会首をもって為す無きなり」と結んでいる。

さて宋代の社と会において、祭りの費用を調達するために「錢物を斂求したり」「民財を哀掠した」ことは上掲の事例でもみられるが、大要詳しくのべているものとして陳淳の「上趙寺丞論淫祠」（陳北溪先生全集 第四門第二十三節）が参考になる。陳淳（一一五九—一二二三）は朱熹の高弟、黄震より一時代前、寧宗のときの人、漳州竜溪出身なので、次の文も福建地方の風習をのべたものであろう。

「迎神の会は春首に入つてより、便ち迎神の財物を措置排斥する事例なり。或は土偶を装ひ名づけて舍人と曰い、羣呵隊従し人家に撞入して題疏を迫脅し、多きは索めて十千に至り、少きもまた一千を下らず。或は土偶を装いて名づけて急脚と曰い、通衢欄街に立てて錢を覓め、担夫販婦の拖拽して攘奪するは、真に白昼劫を行う如くにして、一も空しく過ぐる者無し。或は百錢の小榜（ふだ）を印し、門に隨いて抑取すること官租よりも厳しく、単丁・寡婦も逃ぐる能う者無し。……凡そこれ皆な遊手無頼、事を生ずるを好むの徒、これに仮託し以て錢物を括掠し、憑藉使用す。内は其の烹蒸擊豚の楽しみに利し、而して外は唱うに災を攘ひ福を祈るの名をもってす」とあるところから、寄附金の額が錢一千元にのぼること、錢百文の小札を印したものをくばつて強制的に細民からも錢をとりたてたこと、街角に舍人、急脚と名づ

ける土製の人形(俗信の神像?)を飾りたてて寄附を強要したこと、災を攘ひ福を祈るといふ現世利益をといたことなどが知られる。

次に祭りを行うために種々の手段を弄したことが、たとえば「必ず郷秩の尊者を説いて簽都とし、その衝を勸縁してもってこれを率い、既にまたもろの宗室を挟みてその羽翼となし、これを勸首(48)という。而して豪胥猾吏もまた相ともにその瓜牙となり、これを会幹という。愚民は陥溺に迷惑するを知るなく、禍を畏れ謹を懼れ皆な黽勉して囊を傾けて舍拖し、或は解質拳貸し、もってこれに従ふ」ということになる。村落 それをあつめた郷から一地方全体にまで及ぶ有力者の多くをだきこんで、祭りの役員―簽都 勸首 会幹とし、その權威と勢力を利用して広く大衆より寄附をつのり集めるわけである。さきの祠山廟の祭りを行う会首は、既存の官制の鄉村組織(都保)にそのままのつかったもので、逆に寄附をつのりつても集まらぬので自腹を切つて破産してしまふ点が陳淳のいうのと異っている。

さらに「今月甲廟まだ償わざるに 後月乙廟また至る。また後月には丙廟丁廟また頤を張り踵を接し、その後において廢塞す。さきに墻戸の用はもつて祠宇の需を莊嚴にするためとし、仰事俯育の恩をやめ、もつて土偶を養哺するの給となし、その室を罄ぎ、その廬をむなくし、その父母を凍餒し、その妻孥を監縲にして恤まざる所あり、錢すでに哀集し富衍となれば恣を遂げて忌憚する無し」ということになる。陳淳は儒者の立場から祠廟の祭り(民間信仰)における寄附の弊害を鋭く攻撃している。とはいへ、このような信仰と祭りが宋代各地で行われて絶えなかつたのは、自然に順応してゆく農業をもつてたつ農村 農民生活が基盤となつていたからである。祭りは民衆の娯楽として人々は一時的に解放される。しかし寄附の徴収を通じて農村秩序が再確認されることがある反面、さきの起傷 瘍神のように秩序が解体される面もあつたのである。

(5)第五の弊害は「機察を差するを謂う。夫れ蔽子陵(後漢 蔽光)より常に世の求用有らざるもの固より多し。然れども必ず坊場(酒の専売)河渡(渡し場の通行税)の汙あり、故にもつて江湖乞丐の靡を集め易きも、また擾するに史祝を

もつてする者有るを聞かざるなり。今この祠山にて歳ごとに機察を差するは、商を征するに同じく、狐鼠の輩、跡を屈し臂を攘いてもつて速きに臨むを得、商賈に至りては一も免るるを獲る無し。……一、二の不肖を肥して四方の民旅を毒する……況んや郡官はもと提督に係かり、祠廟はもと他事なし。初めより機察をもつてなす無きなり」という。また江東安撫使が黄震の上申を裁許するにあつて「本軍にはもと郡官提督あり、就ち機察の任を兼ね。一清強なる者を得れば、自らこれを弁ずるに足り、必ず別に機察を差さず」と再確認している。この機察もさきの会首と同様に、胥吏の下働きの用にあてられ、祭りに集つてくる商人から税乃至一種の賦課金を徴収するものであつた。これを罷めるといふのが第五の主旨である。なお当時広徳の祠山廟の祭りと並んで行われていた徽州婺源の雪順廟の香会と信州獄廟の祭りも咸淳年間には廃止されている。以上で黄震の二つの申明を中心としてみてきた祠山廟の牛祭（宋代社会の一事例）の考察を終る。

なおついでに宋代の祭りの行列について一言しておく。上掲の幾多の事例から、祭りの行列には先導者がおり、將軍牙吏、曹直といった称号をもつて刀や槍をかざつた行列があつたほか、古の帝王の名をつけて冠冕をかむり華美な服装をしたり、男女の仮装行列があつて鉦をならし太鼓をたたいて行進したが、紅黃羅の繖（きぬがさ）扇、黄涼傘や黄蓋を用いたほか、茜・緋の鞍をつけた馬にまたがり、珠簾をかざつた車馬や平頭鞦・輿にのる者もいたことがわかる。夢梁錄卷一にのせる臨安の祠山（広徳の祠山廟の分祠）の二月八日から十一日とつづく聖誕の祭りには綵旗、鼓吹、妓樂、舞隊等の各社がくり出したほか、野外に台閣（木牀鉄擎をもつて仙仏鬼神の類をつくり駕空飛動するもの）という日本のだしに類似するものがこしらえられていたという。

また陳淳は南宋中頃福建地方の祭りの光景をば、前にも引用した「上趙寺丞論淫祀」で次のように描写している。「その正鬼の夫婦を塑し、被むるに衣裳冠帔をもつてし、また塑鬼の父母をば聖考、聖妣といい、また塑鬼の子孫をば皇子皇孫といい、一廟の迎え動かすに十数像をもつてし、輿を街中に羣らせ、且つその傘を黄にし、その鞦を竜にし、その座をぬいとりし、また直班を装御してもつて前導し、僭擬踰越するも恬として怪となさず。四境風を聞いて鼓動し、また優

戯隊をつくり相勝もってこれに応ず。人おのおの全身新しく羅帛金翠を製し、務めてもって神を悦ばしめ、また陰にその馬を策してこれを縦って神走馬と謂い、或いは陰にその籥せうを驅りてこれを奔らせて神走籥と謂い、もって百姓を誣罔す。男女聚り觀て淫奔酣聞し。夫は耕に及ぶ暇あらず。婦は織に及ぶ暇あらずして。而かも一たび惟れ淫鬼の子を玩べば。孝弟に及ぶ暇あらず。恭に及ぶ暇あらず。しかも一たび惟れ淫鬼の敬せらるれば。人事の常職を廢し、鬼道の妖儀を崇めること。一歳の中かくの若き者なり」。祠山廟の祭りもこのような南宋時代の一般的な雰囲気の中で営まれたことが了解される一方、そこに不安定な社会生活の一面が露呈されているといえる。

五 おわりに

終りに元代以後の祠山廟を展望し、牛祭がどうなったかをみよう。元の馬端臨の文獻通考卷九十郊社考 雜祠淫祠の条に祠山廟をのせる。明代に入ると、英宗の天順五年修(一四六一) 天下一統志(大明一統志) 卷一七広徳州 風俗に「鬼神に事ふるを喜ぶ」とあり、祠廟のうちに「祠山廟は横山に在り 旧志」とある。祠山廟が明末にも存続したことは、万歴四十年修(一六一二) 広徳州志卷二廟祠 祠山廟の条に「国初その靈籤を異とし、特に真君の封号を加え、歳ごとに中官を派して香を行う。のち民を擾するをもって尋いで罷め、更めて春秋二祭とす。成化中火災あり、正殿を重建す…」とあることで明かである。次の清代には、雍正三年修(一七二五) 古今圖書集成 方輿彙編 職方典卷八四三広徳州の祠廟考の中に「祠山廟が州治西五里に在る」ことをのせ、また光緒六年修(一八八〇) 広徳州志も卷二祭祀の条で「祠山張大帝廟 每歲春秋二仲月上戊日」とのべているように、清末まで存続した。

なお光緒広徳州志卷五二には乾隆十六—十七年(一七五一—二) 建平県知県貢震せきの禁淫祠をのせている。これは清代中葉における広徳とその隣りの建平二県の廟会・神会の状態を語り、祠山廟の牛を牲とする祭りにも言及しているので、以下祠山廟に関係する部分に重点をおいて紹介する。

「建昌の人民は鬼を好みて祠祭すること紛繁なり。祠山の廟など城郷多くして数十処に至り、毎歳元宵には会あり、二月初八にも会あり、而かも各処の神会集場は 月に張燈 演劇 宰牲して祭を設けざるはなし。毎会数十百金にて等しからず。この外に五猖会 龍船会の如きは ともに妖妄の鬼にかかり、観音会 地藏会もまた大いに戯場を開き 名目極めて多くして浮費尤も夥し。城隍神に至りては一邑の主にして聰明正直 福善禍淫 私情をもつてもとむべからずとは 豈に宜しく児戯に近かるべし」とのべ、広徳州下の広徳・建平二県には祠山廟の祭りのほか 五猖会 龍船会 観音会 地藏会などがあり、ともに夜燈をともし演劇を行い 牲を神にささげることが行われていた。さらに「乾隆十七年（一七五二）正月十一日督撫に条上す。其の一は淫祀を嚴禁して費を浮かすを云ふ。城郷の祠山各廟は毎歳正月四十八会あり、每会の演戲は四五拾にして等しからず。而して城西の一廟は去年燈四百余盞を買ひ、牛十三頭を宰し、祭品の類数十積 数百人の酔飽すること三晝夜 費を計れば千余金、多く公会の銀穀を出し生息を盤放し、臨時にまた戸を按じて科派す。その郷間の各会もまた費すこと百金に至り、あるいは数十金にして等しからず。二月八日に至りては俗に祠山の誕辰と称し、各保にはおおむね祭賽有り、その繁修を極む。城中の宗氏一姓は排酒するに八百余席に至り、定埠の呂氏一族は鷲を宰すること二千余隻に至り、歳歳伝えて盛挙となす」とのべている。

このように祠山廟の祭りには 牛十三頭が牲として屠られており、依然として宋代以来の牛祭の伝統が十一世紀より十八世紀半 乾隆の盛世に至るまでうけつがれていたのである。

（昭和四一年九月五日稿四二年十月七日補正、四三年十月十日一部改稿、四七年二月十四日補訂）

註

- (1) 唐代の社邑に就きて、歴史と地理二三の二一四（昭十三）。仏教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代時代の社邑に就きて 史林二四の三・四。鈴木中正、宋代仏教結社の研究、史学雑誌五二の一—三。近年のものは斯波義信、宋代江南の村市と廟市（下）東洋学報四四の二。笠沙雅章、敦煌出土「社」文書の研究、東方学報、京都三五冊。筆者の中国の信仰宗教に関する研究

として山東農村の観音信仰(重松先生古稀記念東洋史論叢)、唐代の巫(史淵一〇五・六合輯)がある。

(2) 宋会要輯稿(以下宋会要と略称) 刑法二禁約、大觀二年八月十四日の条、趙清獻公文集卷一奏状 乞禁斷李清等經社。

(3) 同、禁約、崇寧元年(一一二二)正月二十六日の条に「詔、庶民庶朝獻神之類、不得倣效、…先是臣僚言、竊惟小民無知、因祠賽社会、兵杖旗幟執引先後、乘輿器服或張黃蓋造珠簾車馬備飾儀衛呼喝載路京師尤甚、坐元符令止之、故有是命」と。

(4) 同、禁約、宣和二年(一一二四)閏三月二十九日の条

(5) 清代の廟会・神会は、地方志に場所と日時とがみえる。経済的研究として、山根幸夫、華北の廟会、史論一七集がある。

(6) 宋史卷四三八に列伝がある。慶元府慈溪人に宝祐四年(一二五六)の進士出身。

(7) 軍は宋代地方制度では、府より下だが、州と同列で、県より上級の単位だった。宋初太宗の太平興國四年(九七九)宣州広徳県をもつて広徳軍をおき、ついで端拱元年(九八八)宣州広徳県郎歩鎮を独立させて建平県とし、広徳軍に所属させ、軍は広徳、建平二県を管轄とし、江南東路に属し、北宋をへて南宋末に至った。長官は知広徳軍事。現安徽省広徳県。軍について、支那官制發達史 上(宋代 中島敏稿)、畑地正憲「五代地方行政における軍について」東方学四三輯。

(8) 宋会要、礼二十広徳山神祠の条に、景德二年六月の条をのせるが、長編より若干簡略である。

(9) 仁宗天禧二年(一〇一八)五月壬申(長編卷九二)には「広徳軍言 管内祠山廟 承前民施牛二百頭、並僦与民戶、每歲一牛 輪絹一疋、或經三十年、牛斃而猶納絹、欲望歷十五年已上者並除之。詔可」とある。宋会要 礼二十広徳山神祠の条には知軍陳賈上言すとある。なおこの地方の牛については、南宋の淳熙、新安志(安徽省徽州)卷二番擾に「水牛色蒼而多力、其角如環、古所謂吳牛也。黃牛、小而垂胡色、雜駁不正、黃土之所産、亦有從江西二来者、自積深以往、牛羊之牧不收」とある。

(10) 孫諤は宋史卷三四六に列伝があるが、このことはのっていない。輿地紀勝卷二四広徳軍、官吏の孫諤の条に「紹聖間、出守広徳、礼賢下士、尤喜賦詠」とある。

(11) 康定元年以下の記事はみな宋会要、礼二十。

(12) 宋会要、刑法二禁約、嘉泰元年九月十九日の条、臣僚言。

(13) 葉滴集卷六古詩、禱雨題張王廟(一九六一年中華書局版)

(14) 祠山の神について(輿地紀勝卷二四)景物上、祠山の項では、宣城志をひき張王廟は西漢の張安世をまつたとしているのに対し、仙積神異の祠山神の項では、王行状によって吳興人張本であるとの異説をのせるほか、四明図經にある張王廟記により、

張王は西漢末武陵竜陽人であり、居民が横山に廟をたて、梁の天監中、早で武帝がこれを禱って靈驗があり、張安世の孫が張渤であるとの縁起をのせている。前漢書卷五九張湯伝によると、張湯—安世（昭帝のとき尚書令）—延寿—勃（元帝のころ）という系譜である。

(15) 宋史卷四一六馬光祖伝あり。

(16) 光緒六年修（一八八〇）広徳州志卷五二論禁の条（万曆志）、また卷五六に洪興祖の乞免埋藏文あり。

(17) 申諸司乞禁社令状にみえる。ただし洪も牲牛を完全に禁することはできなかった。

(18) 新安の雲嵐は道光、徽州府志卷二輿地志山—雲郎山、在歙県北七里（大清一統志）唐時汪華葬此亦名雲嵐山（明一統志）とあり、南宋、淳熙、新安志、卷一州郡、祠廟の条に歙県北七里雲郎山に汪王廟があったことがみえる。

(19) 中山八郎氏、土牛考（初編）（大阪市立大学）人文研究十五の五、但し『中国関係論説資料』第一分冊哲学宗教②、一九六四年七月—十二月三—五—四六頁。立春以外に牛を牲として神を祭ることの中国の古い例として、下出積与「皇極朝における農民層と宗教運動」史学雑誌六七—九は、牛馬を殺して諸社の神を祭る習俗のなかで前漢書卷七一千定国伝の「殺牛自祭孝婦家」を引用す。

(20) 北宋の元豊九域志卷六江南東路、広徳軍の条には広徳県九郷とあり、これが南宋にもうけつがれていたことは黄氏日抄卷七四更革社倉公移のうちに広徳九郷とあるので明かであり、また都—保の制が行われていたことも更革社倉事宜申省状からわかる。万歴、広徳州志（国会図書館蔵）卷一郷都によると、明末広徳県は五郷二七都百二十里となっている。

(21) 殺雞については、秦観の淮海集後集卷六蚕書のうちに「割雞設醴以禱」とあり、陸遊の劔南詩藁卷四八賽神の詩中に「高机置神鵝」その註に「村人謂祭神之牲曰神猪神鵝」とあり、また東萊先生詩集卷五に往歳在白沙、見江上往来祠神者、殺猪、羊、鵝鴨、日夕相屬也」とあるによつて知られる。近く民国の中華全国風俗志 安徽涇原東郷悛神記（牛王会）には「殺雞瀝其血以饗神」とある。台湾で神前で誓をたてる時雞を用いることは、増田福太郎著『東亜法秩序序説』劔雞呪唱（八六一七頁）にみえる。

(22) 現在の地名との比定はすべて青山定雄編 中国歴代地名要覽に拠る。

(23) 南宋の輿地紀勝は 卷一二で最初の泥牛を石牛とするほか変更せずに、これをのせている。なお輿地紀勝卷一六三、滝川府路敘州（現四川省）の竜源では「歳早致禱、驅牛括之源上、有竜祠」とあり、牛を雨乞に用いている。

(24) 淮海集卷六、これは建中靖国元年（一一〇〇）以前の作である。

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について（中村）

- (25) なお宋の朱輔、溪蛮叢笑には「牛客多行桃源路、洞中占軍事之勝負、因疾病之禳祈、皆以牛用、名倒牛」とあり(説郛卷五)、また周必大の廬陵周益国文忠公集卷三四郴州(湖南)張錫使君墓誌銘に「淳熙十五年、永平雜蛮獠……俗病屠牛祭鬼、君教以医菓」とあり、溪洞蛮、永平蛮が宋代牛を牲として祭っていた。
- (26) 合州と恭州とは伝聞の違いか。太平寰宇記では山南西道卷一三六にこの兩州をのせている。
- (27) なお南宋、西山真文忠公文集卷四十浦城(福建)諭保甲文に「同社百家修祀干本坊之社、牲牢酒醴皆一力自備、退而分昨則百家之人皆預、不以士農工商為同」とある。
- (28) 永橋卓介訳、後篇八八頁、岩波文庫、昭和十八年版。
- (29) 土牛考、古代より宋末までが初篇(人文研究十五の五)、元明をへて清初までが二篇(同十六の四)、三編は人文研究二一七。フレイザー『金枝篇』永橋卓介訳、岩波文庫(三)二七九頁に中国の立春に牡牛を犠牲にささげることを紹介している。
- (30) 宋会要、刑法二禁約、同七年五月四日、孔宗閔の言。
- (31) 同、禁約、大觀四年三月二七日の条。
- (32) 五代の牛皮については、日野開三郎「五代の沿徴について」史淵十三の牛皮銭の条にみえる。宋代にも軍需用としての価値は一向にへらず、蒙古との戦をひかえた南宋末には、軍需の牛皮が科配もしくは和買という形で鄉村に割当てられるという状態であり、そのため牛を盗殺することが流行したと陳淳は上傳寺丞論民間利病六条のうちの屠牛の風でのべている(陳北溪先生全集卷二七)、黄震もまた祭牛を科し、甚しきは軍需を科すると云っている。
- (33) 長生牛を長生庫などと同様に利貸資本の一形態としてみるほか、ほんらいの言葉の飼い殺し―死ぬまで飼養すると解釈すると小生のように租牛を牲として提供するというのは不当ということになる。しかしそう窮屈に解釈する必要はないと考える。
- (34) 宋初の宋刑統卷十六擅興律、諸私有禁兵器者徒老年半によると、甲弩矛稍具裝等が禁兵器となっていた。
- (35) 宋会要、刑法二禁約、天聖五年八月七日。
- (36) // 禁約、淳熙十四・正・二三。
- (37) // 禁約、淳熙十五・五・二九。
- (38) 朱文公文集卷九〇朝奉劉公墓表。
- (39) 宋会要、刑法二禁約、慶元四・三・十一。
- (40) この対策に地方官は頭を悩まし、北宋時代上例のように兵器携帯の禁止を申し渡すほか「迎神の兵器を所蔵するものあらば、

限をたてて出首し官に赴いて交納せしめ、木錫をもって代用するを許さん」としたり、「獻神禱旱等の事有るも、頭刃をもって戲となすを得ず。凡そ物の兵器を像るものも、また市に鬻ぐを得ず」とまで上申している。また「竹・木をもって器をつくり、繼紙等にて裏貼して刃となすものは、禁の限りにあらず」といつているところから、本物の刀でなくて模造品を使った場合もあったことがわかる。

(41) 宋会要、刑法二禁約、淳熙二・十・十七。

(42) 説郭卷十九。瘍神は日本における御霊思想と似ているが、こういう俗信を中国民間信仰（もしくは道教史）でどう位置づけるかは今後の問題である。

(43) 沢田瑞穂「殺人祭鬼」天理大学学報四三輯、人文社会科学。河原正博「宋代の殺人祭鬼について」法政史学十九（昭四二・一）。

(44) 武林旧事卷一大礼、南郊、明堂の条で（南宋の臨安）麗正門御楼の下に排立する次第のうちに將軍二、僧衆居左、道衆居右、玉輅居中、太常宮架樂、宣赦台、招拜紅旗擊鼓とならんで三院罪囚獄級居左がみえる。武林旧事、夢梁録はともに一九六五年上海古典文学出版社刊、東京夢華録（外四種）による。宋代州県の獄はみな皋陶廟をたてて祠ったと方勺の泊宅篇にみえる（説郭卷十五）。

(45) 旧唐書卷八九、新唐書卷一四五狄仁傑伝。

(46) 南宋の差役で農民の負担となったのは、淳熙、三山志（福建福州）卷十四版籍類五によると、州県役人を除いて、郷書手、胥長、保正副、大保長、小保長であった。

(47) この租が、租牛（長生牛）よりの収入か、山林田畑の小作料収入なのか、黄震が明らかにしていないのは遺憾である。

(48) 斯波義信「宋代江南の村市と廟市」によると、福州報国寺の慶讚大会には勸首數十人あり、三千余緡を集めた。

(49) 黄震の文中に「差機察、皆爲胥吏乞取計、非爲神計也」「置機察而聞征利之」「機察取乞事、許人告」とある。岩村教授は、元代には強竊盜犯人が刑をすませたあとと犯人の捜査にあたる警跡人がおり、これがまた機察人ともいわれたことを元典章によって明かにした（モンゴル社会経済史の研究二九三頁）。黄震のいう機察は南宋末なので、この種のものとも考えることもできる。そうすると、民間人がわりあてられたのでなく、この種の岡っ引の活動を制限しようとしたことになる。

(50) 南宋時代、郷村で私に税舖を立てたことが、楼鑰の攻媿集卷八八、敷文閣直学士宣奉大夫致仕贈特進汪公行状にみえ、また宋元四明六志のうち宝慶志中に散見する。なお黄震は「民間情願獻香者聽」としている。

(51) 黄震の「乞禁社会状」の末尾に附す安撫司僉庁書中にみえる。

宋代広徳軍祠山廟の牛祭について（中村）

- (52) 宋会要、刑法二禁約、嘉定七・九・二六。曹直とは曹司と当直司もしくは人力当直をいうのであろう。
- (53) カッコ内の註は武林旧事卷三迎新の台閣の条による。仙仏鬼神の類をつくり駕空するといふだけからいうと、博多の櫛田神社の祭礼につくられる山笠に類する。山笠は人形であるのに、これは木牀鉄拵とあり飛動するという点が異なる。
- (54) 箸は諸橋「大漢和辞典」に大ブエ、宋初の集韻によって田器とあり、元王楙の農書の農器図譜にはみえない。しかしこれは清施鴻保の閩雜記に「輶、閩俗、今書作箸」とあるから、輶をさすのである(小方壺齋輿地叢書第九帙)。
- (55) 陳淳の本論によって、宋学(朱子学)がこうした習俗に抵抗し克服しようとして、成立してきた面をもつことがうかがわれる。このことはまた宋代における巫の取扱い方にもうかがわれる。(本稿を草しつつ、幼少のときの大坂船場の御霊さんや天満の天神さんの祭りの行列を想い出し、宋代の祭りにも似かよった点があるように感じた)。
- (56) 貢震の伝は卷三三官績にみえ、江陰人、建平県令在任五年中に
「賑災恤士、焚淫祠、建育嬰堂、邑嘗患澇、震講求水利、勸築圩田、民利賴之」とある。
- (57) 毎年元宵会、神董会、冠子会、五猖会、七聖会、竜船会などの名目で、高井廟、分流廟、高塘廟、魯班廟、彭城山等の処で、定期的に交替で祭りを催し、市を開き、その際演劇のほか賭博も行われた。また北郷蔣大師廟一つを拆毀したと。